

公立藤岡総合病院 初診時選定療養費のお知らせ(初診の人は「紹介状」をお持ちください)

藤岡総合病院は「紹介型外来診療」を行っています。日常的な疾病の治療はまず地域の診療所などのかかりつけ医が担当し、より専門的な検査や入院治療を病院が担当するという役割を分担する診療体制です。

この役割分担を推進するため「初診時選定療養費」の徴収を始めます。これは厚生労働省が定めた制度で、紹介状を持たない人は初診時などに診療費の他に初診時選定療養費を納めてもらうというものです。医療機関の分担にご理解とご協力をお願いします。



開始日 5月1日(火)
金額 2,700円(税込)
対象となる人 ▷初めて受診する人▷以前受診した時の病気が治癒している人▷本人の都合で診療を中断した人
対象とならない人 ▷他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)を持参した人▷特定健康診査、

がん検診などの結果により精密検査受診の指示を受けた人▷藤岡総合病院を受診中で、院内の他の診療科(歯科口腔外科を除く)を受診する人▷救急診療を必要とされた人(救急車で搬送された人)▷国の公的医療制度の受給対象の人(生活保護など)
問い合わせ 藤岡総合病院医事情報課(☎23311)

「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」を使用している場合、台所や風呂、洗濯水などの汚れた水がそのまま道路側溝や水路に流れ出て、悪臭や害虫発生の原因になることを知っていますか？水環境を守り、衛生的で安心した生活環境にするためには、台所や風呂、洗濯からの排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」を設置する事が有効です。市では合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付しています。本年度は転換(入れ替え)に対する補助金額が増額になり、費用負担がより一層軽減されています。合併処理浄化槽を設置し、環境保全へのご協力をお願いします。



合併処理浄化槽設置に対する補助金

域(予定処理区域)および特定地域生活排水処理事業対象区域(日野・高山・金井・三波川・美原)を除く市内全域
対象 対象区域内の専用住宅または店舗兼住宅に合併処理浄化槽を設置する人、市税に滞納のない人、などの条件があります
※工事着手前に下水道課へ問い合わせてください
補助金額

浄化槽設置整備事業補助金

浄化槽の規模	転換	新設
5人槽	64万4,000円	11万8,000円
7人槽	68万6,000円	15万3,000円
10人槽	77万6,000円	20万4,000円

申請期限 平成31年2月末日を予定(期限前でも予算が残り次第終了となります)
申請・問い合わせ 下水道課(☎23327)

広報撮影にご協力ください

イベントなどで市広報広聴係員が写真や映像を撮影します。これらは市の記録写真として保存するほか、広報紙など市の発行物やホームページなどで使用されます。



任期満了に伴い、青木貞雄さん(再任・三波川)が市議会の同意を得て、4月1日付けで三波川財産区管理委員会に選任されました。



三波川財産区
管理委員会委員の選任

市役所の組織機構を一部変更

4月1日から組織の一部を次のとおり変更します。

■健康福祉部 介護高齢課の「介護サービス係」を「介護認定係」に名称変更します。
■経済部 土と火の里公園が市直営施設となることに伴い、商工観光課に「土と火の里係」を新設し、管理を行います。

重度障害者福祉タクシー券

重度障がいのある人に、タクシー料金の一部を補助する「福祉タクシー券」を交付しています。福祉タクシー券は多野藤岡ハイヤー協議会加盟のタクシー事業者および介護タクシー事業者を利用した際に運賃の支払いに使えます。
利用期間 交付日〜平成31年3月31日(通年)
交付会場 福祉課、鬼石総合支所住民サービス課
内容 券の利用1枚につき500円を補助。1カ月当たり3枚(年間最高36枚)交付

■教育委員会 新学校給食センターの建設が終了したため、学校給食センターの「建設係」は廃止します。「調理場係」は「給食管理係」に名称変更し、給食業務全般に対応できる体制づくりをします。
問い合わせ 総務課(☎2221)

後期高齢者医療制度の保険料率を一部変更

原則75歳以上の人が加入する後期高齢者医療の保険料は、加入者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、一定割合で納めていただきます。保険料率は2年ごとに見直され、平成30・31年度の保険料率は29年度と同率となります。ただし、賦課限度額が58万円から62万円に引き上げられます。

■保険料の減額 保険料には所得などに応じた軽減措置があります。※所得割額の軽減(2割軽減)は制度の持続性を高め、世代間の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求めるところから、29年度をもって廃止となりました

均等割額の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額が2割〜9割軽減されます。軽減該当

表1) 保険料率

区分	所得割率	均等割額	限度額
平成30・31年度	8.6%	4万3,600円	62万円

保険料の計算

$$\text{所得割額 (総所得金額など-33万円) × 8.6\%} + \text{均等割額 (4万3,600円)} = \text{年間保険料}$$

※年間保険料は、所得に応じた「所得割額」と「均等割額」との合計です

表2) 保険料の軽減措置の変更

軽減割合	軽減該当条件(所得金額)	軽減後の額
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下で、かつ被保険者全員の各所得が0円」の世帯(ただし公的年金等控除額は80万円として計算)	4,360円
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	6,540円
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 27万5,000円(27万円から拡大) × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2万1,800円
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 50万円(49万円から拡大) × 世帯の被保険者数」以下の世帯	3万4,880円

条件と軽減後の均等割額は表2の通りです。
被用者保険の被扶養者であった人の軽減
後期高齢者医療の資格を得た日の前日に、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養

者であった人の保険料は均等割額が5割(所得が低い場合は9割か8・5割に該当する場合もあります)軽減され、所得割額は課されません。
問い合わせ 保険年金課(☎22259)

